



<別紙>

該当 条項	下請制限除外承認申請書に記載すべき事項
第5条第 1項	当該下請施工しようとする工事が、次数制限を超える重層下請による方法でしか施工できない客観的かつ具体的な理由を記載すること。 (制限回数内で並列的に下請を出す方法では施工できず、直列的に重層下請による方法でしか施工できない理由を示すこと。) (※1)
第6条第 1項第6 号	下請施工しようとする当該工事に関して、県内(設計額が1000万円以下の土木一式工事にあつては、発注機関が所在する市町を所管する土木事務所が所管する区域内。以下同じ。)に主たる営業所を有しない者に施工させる理由を記載すること。
第6条第 1項第7 号	請負った工事の主たる部分以外の工事を専門工事業者に発注し、施工することを示すこと。その際には、請負った工事のどの部分を下請に出すのかを具体的に明示すること。 (※2)

※1・・・理由については、「自社の手持ち工事量が多いこと」、「当該工事において現在契約中の下請負者の中に、施工能力を有する者がいないこと」など適正に施工管理を行っていけば回避することができる理由は認めません。

※2・・・理由の如何を問わず、請負った工事の全部または主たる部分を一括して他の建設業者に請け負わせる場合や、請け負った建設工事の一部であつて、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合と判断できる場合は認めません。

なお、記載理由に関する添付資料は特段求めませんが、虚偽記載を行った場合は厳正に対応します。

